

～航空局からのお知らせ～

★シン・航空従事者技能証明等学科試験について (Vol. 2)

乗員政策室からのお知らせです。

前回の Vol. 1 では、航空従事者技能証明等学科試験（以下学科試験と記載）の方法が令和 5 年 11 月期から CBT 方式となる事及びメリット・デメリット等をお知らせしましたが、今回は受験する際の手続きの流れや注意事項等について、皆様へご紹介します。

なお、国土交通省の HP に詳細な手順及び注意事項等を掲載していますので、必ず確認してから、受験申請をしていただきますようお願い致します。

国土交通省 学科試験 HP https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk12_000005.html

1. 受験申請～受験、合格通知までの概要について

今回、学科試験が CBT 化されるにあたり、以下の流れで受験申請、受験となります。

① CBT 事業者 HP での ID (プロメトリック ID) の作成

CBT 事業者特設 HP : <https://www.e-coms.co.jp/koku>

②指定された期間内に CBT 事業者 HP で試験を予約 (受験資格に応じた科目の予約)、配信費用の支払い

③指定された期間内に東京・大阪航空局へ 19 号様式を用いて受験申請

④受験申請が受理されると「受験申請受理通知書」が受験者の皆様へ郵送

⑤ご自身で予約された会場・日時で学科試験を受験

⑥「結果通知書」が受験者の皆様へ郵送

2. 受験申請～受験、合格通知までの注意事項について

代表的な注意事項を下記に記載します。詳細は必ず国土交通省学科試験 HP 及び CBT 事業者 HP をご確認ください。

①学科試験を受験するにあたり、「CBT 事業者 HP での試験の予約」及び「東京・大阪航空局への 19 号様式による受験申請」の 2 点が必要となります。

②CBT 事業者 HP での試験の予約時に入力した内容について、受験科目の過不足、東京・大阪航空局に申請する 19 号様式による受験申請の内容との相違 (受験する資格・種類・等級) 等があった場合は、受験申請が受理されない又は受験しても不合格扱いとなる場合があります。

③東京・大阪航空局への 19 号様式による受験申請の変更点は以下のとおりです。

・ CBT 事業者 HP で作成したプロメトリック ID の記載が必要となります。

・ 受験希望地の記載が無くなり、代わりに申請先 (東京 or 大阪) の記載となります。

※19 号様式については当面の間、古い様式でも申請可能です。

④受験するにあたっては、「受験申請受理通知書」を持参する必要はありませんが、CBT 事業者で求められている「本人確認書類」が必要となります。

⑤学科試験受験後、約 2～3 時間後に速報で受験結果を確認することができますが、可否の結果は従来どおり航空局より送付される「結果通知書」を正式な結果とします。

最後になりますが、CBT 事業者は他の試験も並行して取り扱っており、空席状況によってはご希望の会

場・時間帯での受験ができなくなることがありますので、手続き等の変更により準備に従来以上に時間を要する可能性を踏まえ、十分に余裕を持ってご準備・ご調整を開始いただけますと幸いです。

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 (内線 50135・50136)

小型機安全担当

～X (Twitter) もやっています～

https://twitter.com/mlit_kogataki
